

Nagasaki



コスモス

行政書士会報 No.191

2026年3月31日発行



長崎県行政書士会

掲載内容

ご挨拶	…… 1
会長に就任して 知事に就任して	県行政書士会長 川添 亨 長崎県知事 平田 研
トピックス	…… 3
第66回定時総会 開催報告 令和7年度 長崎県行政書士会組織体制図 令和7年度 理事会・支部長会開催日程および主な審議事項 会員の異動	
法令改正・通知事項	…… 8
「行政書士法の一部を改正する法律」の施行について 中小企業の未来を拓く「経営革新」と「事業承継」への支援について	
専門性の深化の一助のために、実務の最前線から学ぶ留意点	……11
相続・遺言業務について 自動車の登録について 特定技能制度の概要や留意点、育成就労制度の創設について 農地法（農地転用）について	大村東彼支部 宮本 秀樹 長崎支部 井浦 晋 長崎支部 青山 周 島原支部 青原 久也
各支部の活動	……19
島原支部 北松支部 対馬支部	
官公庁訪問について	……21
各部・委員会の動き	……22
令和7年度「特定行政書士法定研修考査」を実施（特定行政書士委員会） 国際業務等受託委員会	
研修会報告	……24
令和7年度 新入会員研修・業務研修会 実施報告 令和7年度 国際業務研修会 実施報告	
ザ・行政書士道！（事務所インタビュー）	……26
リーガルナビ行政書士法人 行政書士事務所相続しあわせ相談室	李 泳 勲 宮本 秀 樹
新入会員アンケート	……30
各報告事項	……33
令和7年度 行政書士試験結果 九州地方協議会会長会報告：広域連携で高める行政書士の価値	
令和8年 第67回定時総会の議題予定	……35
編集後記	……36

長 崎 県 行 政 書 士 会

E-mail : info@gyosei-nagasaki.com HP : https://gyosei-nagasaki.com

TEL : 095-826-5452 FAX : 095-828-2182



会長に就任して

県行政書士会長 川 添 亨

早いもので、昨年の総会で会長に選出されてから間もなく1年。立候補に際し申し上げた事務局体制の充実、時代に対応した研修の充実、支部と県行政書士会の連携強化、会員のための行政書士相談所の開設等うまく実現できたものもあれば、まだ道半ばのものもあります。

今年は行政書士制度発足75周年の節目の年、時代と共に変貌してきた行政書士制度、昨年は行政書士法の一部改正が行われ、今年1月1日より施行されています。

つまり、

- 1、行政書士の使命（第1条関係）
- 2、デジタル社会への対応（第1条の2関係）
- 3、特定行政書士の業務範囲の拡大（第1条の4 第1項第2号関係）
- 4、業務の制限規定の趣旨の明確化（第19条第1項関係）

行政書士でないものが行う業務につき「他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て……」の規定が新設され、「会費、コンサルタント料等いかなる名目であっても」報酬に該当することが明確化された。

- 5、両罰規定の整備（第23条の3関係）

このように、行政書士にとっては、近年でも画期的な改正となっています。

行政書士を取り巻く環境は時代と共に変わってきています。日本は否応なく人口減少の時代に入ってきています。

この人口減少をどこまで外国人の移住に依存するのか、また雇用、就業等をどのようにして確保するのか、政治的、国民的課題でもあります。

また、将来的には役所等公共サービスの低下、行政サービスの縮小等が考えられます。この中で「頼れる街の法律家」を掲げる行政書士の使命、役割も大きくなっていくように思われます。

この時代の変化の中で、どのように日常業務を通じ社会貢献を果たしていくのか、我々行政書士に課せられた使命も大きいと考えています。

これらに対応できる行政書士、行政書士会を時代が期待していると思っています。

会長として、これ等に対し日々研鑽努力を重ねる所存です。



知事に就任して

長崎県知事 平 田 研

このたび、県民の皆様からご信任をいただき、長崎県知事に就任いたしました平田 研です。

長崎県行政書士会の皆様におかれましては、「行政書士は頼れる街の法律家」をモットーに、県民と行政との橋渡し役として、行政手続の円滑な実施に寄与していただいていることに、厚く御礼申し上げます。

また、私自身、30余年に及び国土交通省における職務の中で、特に建設業法、宅建業法等不動産関係の各課長や不動産・建設経済局長を歴任し、日本行政書士会連合会の皆様とも連携を持たせていただいたことに、重ねて御礼申し上げます。

現在、本県では、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進み、労働不足や地域経済の縮小、公共交通や地域コミュニティの維持・確保など、様々な課題を抱えております。

このような課題に対し、私は、県のトップとして、様々な情報や政策提案をもとに、責任を持って物事を迅速に決め、自ら先頭に立って動き、実行する、「決める」「動く」「変わる」という3つの姿勢を大切にしたいと考えております。

こうした姿勢のもと、「地域経済の基盤をつくる」「地域を残していく」「未来を担う人材を育てていく」という3つの基本的な考え方を中心に、一つひとつの政策を着実に実行して、県民の皆様とともに長崎県を前へ進め、未来への希望を創ってまいります。

これから、知事としての確かな舵取りによって、県民の皆様とともに、長崎県を必ず前へ進めてまいりますので、長崎県行政書士会の皆様におかれましても、引き続き温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第 66 回定時総会 開催報告

■ 総会の概況

去る令和7年5月31日（土）、長崎県勤労福祉会館において「令和7年度 第66回 長崎県行政書士会定時総会」が開催されました。

令和7年3月31日時点での会員数は、個人会員401名、法人会員10団体となっております。当日の出席状況は、実出席136名、委任状提出141名の合計277名であり、定款に定める有効成立要件（総数の2分の1以上の出席）を満たし、本総会は有効に成立いたしました。

■ 議案審議の結果

本総会では、松下俊彦議長の下、以下の4議案について審議が行われ、いずれも挙手多数により原案通り承認可決されました。

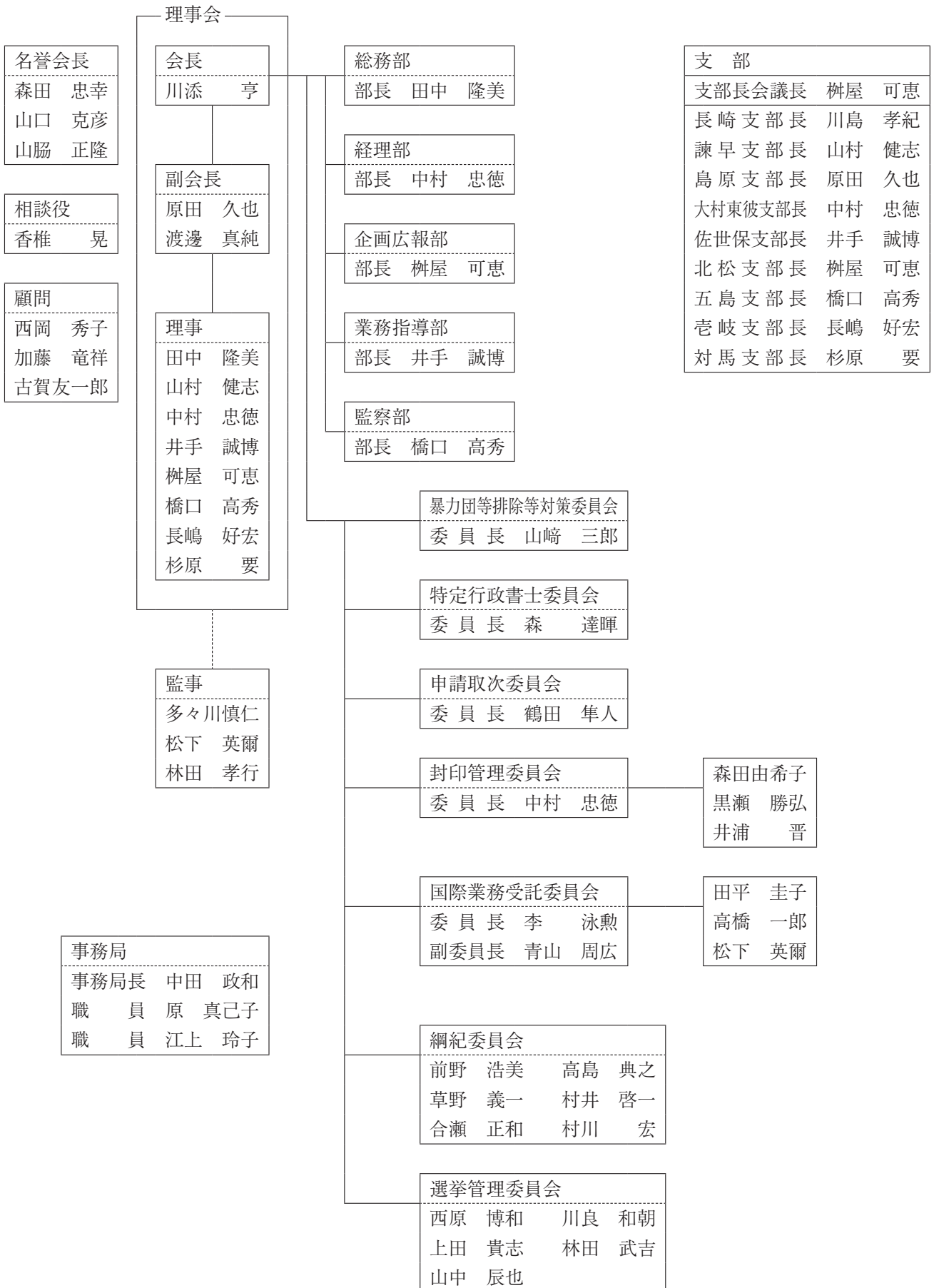
- 第1号議案：令和6年度会務及び事業報告の承認について
- 第2号議案：令和6年度決算報告の承認について
- 第3号議案：令和7年度事業計画（案）の承認について
- 第4号議案：令和7年度予算（案）の承認について

■ 役員改選および新会長の選出

第5号議案「役員改選」にともなう会長選挙の結果、新会長として川添 亨 会員（大村東彼支部）が当選されました。



令和7年度 長崎県行政書士会組織体制図



令和7年度 理事会・支部長会開催日程および主な審議事項

令和7年度、本会では計4回にわたる理事会・支部長会を開催しました。

会員の皆様の専門士業としての職域を守り、社会的な信頼をより確かなものにするため、各審議の場では多岐にわたる重要議案について、真摯な議論が交わされました。

■ 令和7年度第1回 理事会・支部長会

第1回理事会では、総会に向けた諸事項の整理に加え、現代の組織運営に不可欠な「内部公益通報制度」の整備や、事務局の防犯強化など、重要案件が議論されました。

日 時 令和7年4月30日（水）10：00～16：00

場 所 長崎縣市町村会館会議室

- ① 令和7年度総会承認事項について
- ② 就業規則等改正案の承認について
- ③ 日行連総会出席代議員の選出について
- ④ 内部公益通報制度に関する内部規程案の承認について
- ⑤ 事務局防犯カメラ用モニターの購入について
（その他）

■ 令和7年度第2回 理事会・支部長会

第2回理事会では、本会の屋台骨となる事務局長の選任が行われ、新体制への移行を堅実に進めました。また、本会会則施行規則改正や、職務上請求書の適正運用に関する規則改正など、重要案件が議論されました。

日 時 令和7年6月27日（金）11：00～16：30

場 所 長崎縣市町村会館会議室

- ① 事務局長選任について
- ② 県会組織について
- ③ 行政書士相談所開設について
（規則改正）後記記載
- ④ 会則施行規則改正について
- ⑤ 長崎県行政書士会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正について
（その他）

■ 令和7年度第3回 理事会・支部長会

第3回理事会では、組織の将来を左右する「会長選挙」および「会費改定」という、極めて重要な議案が壇上に上がりました。中間監査の報告とともに、会費滞納に係る取扱いを厳格化するなど、重要案件が議論されました。

日 時 令和7年11月7日（金）13：30より16：30

場 所 長崎県市町村会館会議室

- ① 会長選挙について
- ② 会費値上げについて
- ③ 退会者の会費滞納に係る取扱いについて
中間監査
(その他)

■ 令和7年度第4回 理事会・支部長会

第4回理事会では、「災害時特別行政相談」に関する連携協定の締結という、社会貢献の大きな一歩を踏み出しました。また、会員の選挙権の平等性を高めるための「郵便投票による会長選挙制度」の導入や、行政書士法19条改正に伴う業際問題の取扱いの確認など、重要案件が審議されました。

日 時 令和8年1月20日（火）13：30より16：30

場 所 長崎県市町村会館会議室

- ① 「災害時の特別行政相談活動に関する連携協定」締結について
- ② 会費値上げについて
- ③ 長崎県行政書士会封印管理委員会運営細則の一部改正について
- ④ 郵便投票による会長選挙制度について
- ⑤ 行政書士法第19条第1項の業務の制限規定に伴う取扱いについて
(その他)

■ 長崎県行政書士会会則施行規則

改正前	改正後
(支部長の報告義務及び会費の納入義務)	(支部長の報告義務)
第19条 <u>3 支部長は、第5条第2項の規定により会員から納入された会費を、毎年4月、7月、10月、1月の各月末日現在における会費の納入状況を示す会費納入額計算報告書（以下事項において「報告書」という。）を添え、その翌月内に本会に納入しなければならない。</u> <u>4 支部長は、前項のほか毎年3月末日までに、会員から納入された会費を、報告書を添え、本会に納入しなければならない。</u>	第19条 3項・4項削除
	第28条の2（正副会長会）新設 第1項 本会に、正副会長会を置く。 第2項 正副会長会は、会長、副会長をもって構成し、政策立案、会務の総合調整及び執行に関する事項を協議する。

<p>第 29 条の 2（特別委員会）第 1 項</p> <p>(1) <u>高度情報化対策委員会</u></p> <p>(2) <u>規則検討委員会</u></p> <p>(3) <u>経審受託委員会</u></p> <p>(4) <u>成年後見研修委員会</u></p> <p>(5) <u>ADR 準備委員会</u></p> <p>(6) <u>女性交流会</u></p>	<p>第 29 条の 2（特別委員会）第 1 項</p> <p>(1) 選挙管理委員会</p> <p>(2) 選考委員会</p> <p>(3) 業務開拓委員会</p> <p>(4) 暴力団等排除対策委員会</p> <p>(5) 特定行政書士委員会</p> <p>(6) 相談管理委員会</p> <p>(7) 封印管理委員会</p> <p>(8) 所有者不明土地委員会</p>
<p>第 33 条（連合会の代議員）</p> <p>日本行政書士会連合会の代議員は、会員のうちから<u>理事会</u>で選任する。</p>	<p>第 33 条（連合会の代議員）</p> <p>日本行政書士会連合会の代議員は、会員のうちから会長が指名する。</p>

上記（R 07 / 06 / 27 理事会にて改正）



Topics

会員の異動

1 会員の異動状況（3月31日現在の推移）

区分 令和	会 員 数			入退会者数		
	個 人 (人)	法 人 (人)	計 (人)	入会者 (人)	退会者 (人)	増 減 (人)
2 年度	407	5	412	32	15	17
3 年度	403	7	410	14	18	-4
4 年度	403	8	411	18	18	0
5 年度	398	10	408	22	27	-5
6 年度	401	10	411	32	29	3
7 年度	406	11	417	18	13	5

2 令和 7 年度処分者数

- (1) 訓告処分者（会則第 26 条第 1 項第 1 号）：4 名
- (2) 1 年以内の会員の権利停止等処分者（会則第 26 条第 1 項第 2 号）：4 名
- (3) 廃業の勧告処分者（会則第 26 条第 1 項第 3 号）：1 名

「行政書士法の一部を改正する法律」の施行について

日本行政書士会連合会

この度、「行政書士法の一部を改正する法律案」が、第217回国会（常会）に提出され、衆議院本会議（令和7年5月30日）及び参議院本会議（同年6月6日）においてそれぞれ可決し成立しました。その後、同月13日に「行政書士法の一部を改正する法律」（令和7年法律第65号。以下「改正法」という。）として公布され、令和8年1月1日から施行されました。

今回の改正は、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、次の5点が改正されています。

1点目は「行政書士の使命」です。行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第1条の目的を使命に改め、「行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとする。」とされました。

2点目は「職責」です。新たに法第1条の2に職責として、「①行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとする。②行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとする。」とされました。行政書士の使命と職責を明らかにする規定が設けられたのは、他の士業法に倣ったものですが、士業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定されました。社会のデジタル化が急速に進展している中において、行政書士が将来にわたって機能を発揮していくための制度改正が行われましたので、会員各位におかれましては、改めて行政書士としての使命と職責を認識されるとともに、情報通信技術の活用等を通じて、国民の利便の向上及び業務の改善進歩に努めていただきたいと存じます。

3点目は「特定行政書士の業務範囲の拡大」です。法第1条の4第1項第2号の特定行政書士が行政庁に対する行政不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大することとされました。この改正により、長年の課題であった申請者本人が作成した（行政書士の前段階関与のない）官公署に提出した書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について、特定行政書士が代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成できるようになりました。官公署に提出する書類等の作成及び提出を行うことを業とし、行政に関する手続を熟知している特定行政書士が、前段階の関与の有無にかかわらず、行政不服申立てを取り扱えることとなったことは、国民の利便の一層の向上に資することとなり、また、行政書士の専門的知見と経験を行政不服申立てに活用することにより、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的とする「簡易迅速な手

続による国民の権利利益の救済」にもつながると確信しています。特定行政書士は、現在約6千名ですが、国民の権利利益の救済のためには、更に多くの特定行政書士が全国津々浦々で活躍していただく必要があります。この改正を契機として、一人でも多くの会員が特定行政書士となり、新たな業務分野においてもご活躍いただくよう期待しています。

4点目は「業務の制限規定の趣旨の明確化」です。法第19条第1項の行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨が明確にされました。法第1条の3の「報酬を得て」とは、書類作成という役務の提供に対する対価の支払いを受けることですが、この改正によって、「会費」、「手数料」、「コンサルタント料」、「商品代金」等のような名目であっても「報酬」に該当し、対価を受領し、業として官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類、実地調査に基づく図面類を作成することは、法第19条第1項に違反することが明確化されました。

5点目は「両罰規定の整備」です。行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反及び名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定が整備されました。この改正により、新たに行政書士又は行政書士法人でない者による業務制限の違反（法第21条の2）及び名称の使用制限の違反（法第22条の4）、行政書士法人の帳簿の備付及び保存義務の違反並びに依頼に応ずる義務の違反（法第23条第2項）、都道府県知事による行政書士又は行政書士法人の事務所への立ち入り検査を拒み、妨げ、又は忌避する違反（法第23条の2第2号）の行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各罰金刑を科することとされました。

本会といたしましては、改正法の円滑な施行と社会的実装を最重点課題とし、改正法の趣旨を踏まえた各種施策の展開を通じて、デジタル社会において行政書士が国民の権利利益の実現により一層貢献できる体制を構築し、行政書士の社会的評価と信頼を更に高めていくほか、行政書士又は行政書士法人でない者による違反事案に対して、関係機関とも連携のうえ厳正に対処し、もって国民の権利利益の実現に資することとしています。

今後とも国民の負託に応えられるよう行政書士制度の更なる発展のために全力を尽くしてまいりますので、長崎県行政書士会会員の皆様におかれましても、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

中小企業の未来を拓く「経営革新」と「事業承継」への支援について

長崎県経営支援課長 園田 圭介

長崎県行政書士会の皆様におかれましては、日頃から本県産業施策の推進に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、県内中小・小規模事業者を取り巻く環境は、物価高騰や人件費の上昇、国際情勢の不安定化等のほか、経営者の平均年齢や後継者不在率が他県と比較して高い水準にあるなど、厳しい状況にあります。

このため今後の本県経済の持続的な発展には、県内中小・小規模事業者の「生産性向上」と「次世代への円滑なバトンタッチ」が不可欠となっており、今回、県が取り組む「経営革新」と「事業承継」の施策の概要について述べさせていただきます。

1. 経営革新支援について

県では、中小・小規模事業者が「新商品・サービスの開発」や「新たな販売方式の導入」等により経営の向上を図る「経営革新計画」の承認制度を推進しています。

計画は概ね3年～5年間の計画で、計画承認を受けた事業者は、日本政策金融公庫による低利融資や、保証枠の拡大、補助金審査にあたっての加点措置等、多様な支援メニューの活用が期待できます。

この経営革新計画の策定には、現状分析と具体的な数値目標の立案が求められますが、行政書士の皆様には、法的な視点から事業の適法性を担保しつつ、事業者の「強み」を分析し、事業者の想いを実効性の高い「計画」へと落とし込む、伴走型支援を期待しております。

2. 事業承継支援について

経営者の高齢化が進む中、地域の活力や雇用を維持していくうえでも早期・円滑な事業承継の促進は喫緊の課題です。

本県では、長崎県事業承継・引継ぎ支援センターを中心に、親族内承継から第三者承継（M&A）まで幅広い案件に対する支援に関係機関が連携して取り組んでおります。また、今年度からは新たに8月、9月を「長崎県事業承継推進月間」として設定し、期間中の集中的な周知広報やセミナー・相談会等のイベント開催等により、事業者の関心喚起等に努めております。

その他、県では、事業者の承継に係る費用負担軽減のため、承継に係る専門家活用経費や承継後の事業展開を見据えた設備投資費等に対して補助する「事業承継促進・後継者事業展開支援補助金」を実施しております。

また、経営承継円滑化法に基づく「事業承継税制の特例措置（贈与税・相続税の納税猶予制度）」に係る特例承継計画の確認・認定・年次報告確認等の事務を行っています。

事業承継においては、各種申請・報告等の書類作成、定款変更、議事録や契約書等の整備、各種許認可の承継手続き等、行政書士の皆様の専門領域が多岐にわたります。また、後継者不在等による廃業を防ぐため、日頃から顧問先や相談者の「変化」に気づき、早期に支援機関へ繋いでいただく役割についても期待しております。

結びになりますが、法務の専門家としての確かな知見と、地域密着のネットワークを持つ皆様は「頼れる街の法律家」として、県内事業者の身近な相談相手であり、引き続き、事業者の伴走者となっていただくことで、本県経済の活性化にご協力いただければと存じます。

今後とも、本県施策への積極的な関与とご活用を心よりお願い申し上げます。

（長崎県経営支援課アドレス <https://www.pref.nagasaki.jp/section/k-shien/>）



専門性の深化の一助のために、実務の最前線から学ぶ留意点

会員の皆様におかれましては、日々刻々と変化する法制度や社会情勢の中で、質の高い法的サービスの提供に尽力されていることと存じます。我々行政書士が「街の身近な法律家」として、市民の皆様から真の信頼を勝ち得ていくためには、各専門分野における不断の研鑽と、実務上の細かな落とし穴を回避する確かな知識が欠かせません。

本号では、本会の第一線で活躍されている4名の会員より、それぞれの専門領域における「業務を取り扱う上での留意点」をご寄稿いただきました。

- **相続・遺言業務**（宮本秀樹会員 大村東彼支部）：
相続紛争を未然に防ぐための書類作成のあり方と留意点
- **自動車登録業務**（井浦晋会員 長崎支部）：
自動車登録業務における正確かつ迅速な手続きの留意点
- **国際業務**（青山周広会員 長崎支部）：
特定技能制度の概要や留意点と、2027年運用開始の「育成就労制度」について
- **農地転用業務**（原田久也会員 島原支部）：
農地転用関係事務指針改正に伴う、実務上の留意ポイントについて

会員にとって「実務の指針」となる貴重な知見が凝縮されています。ぜひ、日々の業務の一助としてご活用ください。



相続・遺言業務について

大村東彼支部 宮本 秀樹

1. 相続業務について

相続が開始した場合に、被相続人に有効な遺言がない限り、相続人全員の関与とその合意をもって、遺産分割協議書を作成する必要があります。行政書士は、相続人の権利や義務を確定する書類として「遺産分割協議書」を作成します。

【作成時の留意事項】

- 作成の準備として、相続人調査による相続人確定及び遺産の範囲とその評価の確定を行い、相続人全員に情報を共有することが大切。
- 行政書士は書類作成が業務であり、相続人全員の意向を反映した遺産分割協議書を作成する。又は相続人の一人が提案した内容を他の相続人に検討していただき協議成立をサポートするに留める。そのため、相続人に対して代理交渉などは行わない。(弁護士法に抵触しないように注意)

2. 遺言業務について

相続人による遺産分割協議を回避し、遺言者本人の意向を実現する手段として遺言相続があり、通常の遺言方式には自筆証書・秘密証書・公正証書遺言があります。行政書士は遺言者の相続に関する希望、家族・親族の関係性及び財産状況をヒアリングし、遺言者の意向に沿った遺言書作成を支援します。

【作成時の留意事項】

- 遺言者の推定相続人の調査、遺言書記載の財産調査を行い、遺言者自身に把握していただいた上で遺言内容をご検討いただく。
- 内容によっては、遺留分、予備的遺言、遺言執行者の指定、付言事項の活用などを遺言者に説明し、作成支援をする。
- 受遺者について、遺言者の死後の事務を任せることが期待できない状況の場合には死後事務委任契約と連動した遺言内容を検討することが望ましい。

以上

自動車の登録について

長崎支部 井浦 晋

長崎県内には R7 年 12 月現在で 931,753 台の自動車及び 2 輪車が保有されています。これらは運輸支局や自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会にて検査・登録・届出され有効な車検証を受けており公道を走行することが可能な車両です。この手続きについて簡潔に説明いたします。

1. 自動車の定義

車両は道路運送法により次のとおり定められています。

- 自動車
- 原動機付自転車
- 軽車両

自動車は大きく分けて次のとおりです。

- 小型自動車（2 輪の自動車を含む）
- 普通自動車
- 大型特殊自動車
- 小型特殊自動車
- 軽自動車（2 輪の自動車を含む）

種類により手続き先が異なります。

- 小型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、2 輪の自動車は運輸支局や自動車検査登録事務所
- 軽自動車は軽自動車検査協会（軽自動車協会）
- 原動機付自転車、小型特殊自動車は各市町村

2. 申請手続き

ここでは主に運輸支局での手続きを説明します。なお、全てをここで説明しているものではありません。

自動車の手続きは次のようなものがあります。

①新規登録（新車新規及び中古新規登録）

新所有者の印鑑証明書、実印または実印を押した委任状、車庫証明書 等

②移転登録（所有者が変わる売買、相続、合併、分割等）

車検証、印鑑証明書（新旧所有者）、実印（新旧所有者）または実印を押した委任状、車庫証明書 等

③変更登録（使用者の変更や所有者の住所変更など所有権の変更でないもの）

車検証、住民票、使用者の委任状、車庫証明書 等

④抹消登録（一時抹消）

車検証、所有者の印鑑証明書、実印または実印を押した委任状、ナンバープレート 等

⑤永久抹消登録

車検証、所有者の印鑑証明書、実印または実印を押した委任状、ナンバープレート 等

⑥解体届（一時抹消後に解体した届）

抹消証明書、委任状（解体届用） 等

申請書の提出先は、自動車の使用の本拠を管轄する運輸支局等になります。例えば普通車の使用の本拠が佐賀県の際は佐賀運輸支局になります。

なお、軽自動車は届出であり、必要書類は少なくなります。

申請書の提出から新しい車検証の受領までは概ね次のとおりです。

申請書作成➡税の申告➡運輸支局・軽自動車協会へ提出➡新車検証受領（➡ナンバー購入）

※軽自動車協会は軽自動車検査協会から申請の確認作業の委託を受けている

3. 行政書士による手続きの必要性

官公庁へ提出する自動車の申請書は、通常は新旧所有者、使用者が作成するほかに自動車販売店等（新車ディーラー、中古車販売店、バイクショップ等）が作成するか、行政書士が受託して作成しています。令和7年の行政書士法の一部改正により自動車販売店等が「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」書類を作成することが行政書士法違反となるものと考えられるとされています。

それにより今後は自動車販売店等の従業員が申請書類を作成できないとして行政書士会や行政書士に書類作成の相談が多数なされています。また、毎年3月には税金（自動車税）を止めるために移転、変更申請や抹消申請の依頼が増加することから、新たに自動車の登録業務を受託できる行政書士が増えることが期待されています。

特定技能制度の概要や留意点、育成就労制度の創設について

長崎支部 青山 周広

2019年4月に導入された特定技能制度は、生産性向上や国内人材確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性や技能を有する外国人を受け入れる制度として創設された。制度の根拠は出入国管理及び難民認定法であり、運用は出入国在留管理庁が所管する。制度開始から5年が経過し、対象分野の拡大や運用改善が進む一方、実務の現場では、入管に対する正確な説明、具体的な根拠資料の提出が求められる場面は多く、また、県内でも不適切な受け入れの実態について聞くことがある。

本稿では、制度の概要と手続上の留意点を整理し、さらに2024年に創設され2027年に運用開始が予定される育成就労制度について概説する。

1 特定技能制度の概要

特定技能は、「特定技能1号」と「特定技能2号」の二つの在留資格に区分される。

特定技能1号は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、在留期間は通算して5年までであり、原則として家族帯同は認められない。技能実習での在留期間と同じく、永住許可申請の審査時に在留年数に算入されない。技能水準や日本語能力水準は試験等で確認されるが、技能実習2号又は3号を良好に修了した者は試験等が免除される。また、特定技能1号の場合、受入れ機関（又は登録支援機関）による「義務的支援の履行」が必須である。

また、特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、技能水準を試験等で確認される。在留期間の通算上限はなく、要件を満たせば配偶者及び子の帯同が可能である。永住許可申請時の審査時に在留年数として算入される。

特定産業分野は、①介護、②ビルクリーニング、③工業製品製造業、④建設、⑤造船・舶用工業、⑥自動車整備、⑦航空、⑧宿泊、⑨自動車運送業、⑩鉄道、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食料品製造業、⑭外食業、⑮林業、⑯木材産業の16分野であり、特定技能1号はこれら全ての分野で受け入れが可能、特定技能2号については、下線の11分野での受け入れが可能である。ただし、技能実習からの移行の場合、特定技能の分野（業務区分）と技能実習の職種・作業は全てに対応関係があるわけではない（移行できない場合がある）ため、相談の早期に具体的な突合が必要である。

2 手続上の留意点

特定技能の在留資格申請では、受入れ機関が果たすべき義務が多岐にわたるため、行政書士としては以下の点に特に留意する必要がある。

(1) 支援計画の適正性

特定技能1号では、受入れ機関は外国人に対し「1号特定技能外国人支援計画」（当該外国人が「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画）を作成し、計画した必要的支援を適正に実施する義務を負う。自社で支援体制の要件を充足しない場合には、支援業務を登録支援機関に全部委託する必要がある。支援内容は、事前ガイダンス、生活オリエンテーション、住居確保支援、相談対応など多岐にわたる。なお、受入れ機関が要件を充足する場合は自社支援が可能であり、この場合には必ずしも登録支援機関に支援委託する必要はない。登録支援機関は技能実習における監理団体（育成就労における監理支援機関）とは全く異なる立ち位置にあることに注意が必要である。

(2) 受入れ機関の適格性

受入れ機関（特定技能所属機関）とは、特定技能外国人と雇用契約を締結する雇用主を指す。受入れ機関が特定技能外国人を受け入れるための基準として、外国人と結ぶ雇用契約（特定技能雇用契約）が適切であること（報酬額が日本人と同等額以上であること等）、受入れ機関自体が適切であること（過去5年以内に出入国・労働法令違反がないこと、財務基盤に問題がないこと等）、特定技能1号の受入れの場合には、外国人を支援する体制があること（外国人が理解できる言語で支援できる体制があること等）、支援計画が適切であることが求められる。

また、受入れ機関は、外国人と結んだ雇用契約を確実に履行すること、外国人への支援を適切に実施すること、出入国在留管理庁への各種届出を行うことが義務付けられており、これらを怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、入管庁から指導や改善命令等を受けることがあり、受入れ機関には大きなリスクが生じることとなる。特に、入管法令や労働関係法令の違反歴は審査に大きく影響するため、受入れ機関に対する事前確認は不可欠である。

(3) 適正な雇用契約

特定技能外国人に対する報酬は、日本人が従事する場合の報酬の額と同等額以上であることが求められ、雇用契約の内容は、労働関係法令や就業規則との整合性が重要である。時間外労働の取扱いや食費・居住費・水道光熱費その他特定技能外国人が定期的に負担する費用の根拠や額の適法性・適正性は、重要な審査ポイントである。

(4) 技能実習修了者の特定技能1号への移行

技能実習修了者が特定技能1号へ移行するケースが多いが、技能実習2号又は3号の「良好な修了」が要件となるため、その立証のため、監理団体や実習実施者に対して従前の記録の確認を依頼する必要があることがある。前述の通り、従事予定の特定産業分野と修了した技能実習の職種・作業との突合も重要である。

3 育成就労制度の創設について

2024年、政府は技能実習制度を抜本的に見直し、新たに「育成就労制度」を創設する方針を示した。制度の趣旨は、従来の技能実習制度が抱えていた「OJTを通じた人材育成による技能移転」の目的の不明確さを解消し、実効性のある人材育成制度へ転換することである。

育成就労制度では、受入れ企業が外国人の技能向上を計画的に支援し、一定の技能レベルに達した後、特定技能への円滑な移行を可能とする仕組みが整備されることとなった。また、一定の場合の転籍の柔軟化や監理体制の強化など、実務に大きな影響を与える変更がなされる。

制度の詳細は順次公表されているところであり、行政書士としては、監理団体に代わる監理支援機関の役割や手続き、受入れ企業（育成就労実施者）の責務、特定技能制度との接続性など、制度設計の内容を具体的にフォローする必要がある。

4 おわりに

特定技能制度は、外国人受入れの方法として今後も拡大が見込まれる一方、受入れ機関の義務履行や実効性ある支援体制の整備など取り組むべき課題は多く、外国人の定着に対する姿勢や受入れ方針は各企業により異なる。さらに、育成就労制度の創設により、技能実習から特定技能への移行ルートが再構築されることとなる。

行政書士としては、まずは、最新の法令や各種の運用要領を踏まえ、受入れ機関と外国人双方にとって適正な手続を支援することが求められる。

また、外国人本人と受入れ機関以外に、技能実習（育成就労）においては外国人技能実習機構（外国人育成就労機構）、監理団体（監理支援機関）、送出国機関や入国前講習実施機関等が、特定技能においては登録支援機関、有料（無料）職業紹介事業者（手数料の有無・額、取扱職種、取扱地域等は個別に異なる）、労働者派遣事業者（農業・漁業のみ）、本国の職業紹介事業者（許可有り／無し）や学校、国内外における無許可の中間業者・ブローカーなどが存在する。これら機関の役割や適法・違法を含めた法的性質などにより、行政書士としての関わり方が異なる。

更に、実際の入管への申請取次の場面においては、在留資格認定証明書交付申請は外国人本人又は入管法第7条の2第2項の代理人が本人に代わり申請できるが、在留申請（在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請）は外国人本人（又は法定代理人）が申請する必要があるため、行政書士としては、手続の依頼者や申請の意思の確認の相手方は誰であるか（相手方は登録支援機関や職業紹介事業者ではない）につき、常に意識すべきである。

外国人本人や受入れ機関から受ける相談は、入管手続きに留まらず、日常生活や就労生活、家族や家庭のこと、学校のことなど社会生活全般に及ぶものの、的確な情報収集や調査、幅広い知識の習得、法令に基づく正しい思考や判断、柔軟なアドバイスや具体的な対応など、普段の行政書士業務と変わるものは一つもない。外国人に関連する業務は専門家として行政書士に期待される場面は多く、是非とも取り組みを進めていただきたい業務分野であると考えている。

本稿作成日（2026年2月11日現在）の情報に基づき作成しました。

（以上）

農地法（農地転用）について

島原支部 原田 久也

会員の皆様には、日頃より会務へのご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

今回は誌面をお借りし、農地の転用申請等の注意点について紹介します。

農地の転用申請については、令和7年10月1日改正された「農地転用関係事務指針」が長崎県農林部より示されています。

なかでも実務上注意すべき事項を紹介いたします。

1. 申請書の受付期限日は原則毎月10日及び14日ですが、期限日が閉庁日の場合、前日又は前々日になります。（市町により異なりますのでご確認ください。）
※転用目的が駐車場・資材置場等の場合は農業委員会から県への事前協議が必要で、受付期限日より10日ほど前迄に申請する必要があります。
また、農地転用完了報告のほか工事完了後の事業実施状況報告を6ヶ月ごとに3年間報告しなければなりません。
2. 各市町において、農業振興地域整備計画の他、将来の農地を保全するため「地域計画」を策定していますので、転用申請・非農地証明交付願等は申請する農地が該当していないか確認する必要があります。
該当する場合は、農業振興地域整備計画変更申請・地域計画変更申出が別途必要となります。
農振内農用地は地域計画と重複する場合がありますが、地域計画が広いと思われます。
地域計画変更申出は、2～3ヶ月かかる場合があります。
3. 農地転用申請の場合に添付する「被害防除計画書」における排水については、放流先管理者と協議する必要があります。また、道路等の一部に排水路を設置する場合は、別途占用許可申請が必要となります。
※造成計画において土地の形質変更を伴う場合、一定を超えると盛土規制法に基づく事前協議が必要となる場合がありますので、特に注意が必要となります。

詳しくは、各市町の農業委員会及び農林課等にご確認ください。

Pickup!

支部活動

島原支部

島原支部の活動報告をいたします。

島原支部は、南島原市との協定に基づき、奇数月の第3水曜日に無料相談会を実施しています。相談業務は、支部会員より募集し、担当者を毎回2名ずつ派遣し、南島原市民からの官公庁に提出する書類に関する相談及び相続・遺言に関する相談業務を受けています。

市からは、来年度においても実施する旨連絡をいただいています。

市内各所にて毎回5名以内にて、市が市民からの相談を受け、日時を予約する方法にて実施しています。

行政書士による無料相談会の実施については、市の広報誌に掲載され行政書士業務をPRする一躍となっています。

北松支部

- 10月1日（水）～10月10日（金） 広報月間無料相談（各事務所対応）
- 2月22日（日） 行政書士記念日事業研修会 開催
（内容：申請代行から経営支援へ ～提案型補助金申請業務の極意～）



Pickup!

支部活動

対馬支部

長崎県行政書士会事務局から、令和7年の各支部における年間活動状況について、寄稿依頼があった時に、対馬支部は何を出せばいいのか、と思考が頭の中を縦横無尽に暴れ回りました。

令和7年4月私に対馬支部長になってから、報告できるような活動は無いに等しい状況です。会員数は現在10名です。平均年齢は私の独断予想で、たぶん60代半ばぐらいではなかろうかと思っていますところ。支部会員の皆様から叱られるかもしれませんが、これはもう前期高齢者に相当しますね。士業を生業としているのはわずかで、ほとんどが退職後あるいは兼業での開業となっています。そのことが平均年齢を押し上げている要因になっています。

毎年、支部の活動計画は定期総会で議題となっているのですが、議案についての意見の集約ができず、思うように活動できていない状況が過去から現在も続いています。他の支部との交流・意見交換会は離島が故、移動の関係などで頓挫し、また、研修会助成金としての支出にしても難題が突きつけられ、支部長の手腕が問われているところです。

このようなわけで、県下会員の皆様に、支部活動報告をすることができないことをご容赦願いたいと思っています。

今、対馬を賑やかしているのが韓国からの観光客です。昨年は約26万8千人の外国人が来島し、そのほとんどを対馬から見るができる外国、つまり、韓国人が占めています。コロナ禍前のピーク時にはなんと約41万人が来島しました。人口約2万6千余人の島にこんなに外国人が来るのですよ。是非皆様もその現状を体験しに対馬に来て下さい。横道にそれてしまいましたが……



「写真提供：(一社)長崎県観光連盟」

行政とのパートナーシップ強化を目指して

—公的機関への表敬訪問報告—

会員の皆様、日々の業務へのご精励、誠に敬意を表します。令和7年7月2日、8月5日、10月30日に、本年度の公的機関への表敬訪問（意見交換）を実施いたしました。正副会長・監察部長とともに各公的機関を訪問し、行政書士制度への理解深化と、相互連携の強化について協議して参りましたので、その概要をご報告いたします。

今回の訪問では、長崎県庁をはじめ、長崎市役所、福岡出入国在留管理局 長崎出張所、警察署等、我々行政書士の業務に密接に関わる諸官庁を重点的に巡りました。デジタル化の進展や法改正が相次ぐ中、現場で生じている課題を共有し、行政手続きの円滑化に向けた「専門家としての提言」を行うことが主眼です。

各機関との意見交換においては、主に以下の点について踏み込んだ対話を行いました。

適正な手続きの推進：複雑化する許認可申請において、行政書士法19条改正による非行政書士排除に向けた取り組み、また、行政書士がいかに正確な書類作成・電子申請を通じて行政コストの削減に貢献し、また、地域住民に対する街の法律家として寄与しているかを改めて強調いたしました。

業務研修会講師依頼：長崎県・福岡出入国在留管理局 長崎出張所に対しては業務研修会講師派遣依頼をお願いし、令和8年1月28日研修会実施の運びとなりました。



各部・委員会の動き

令和7年度「特定行政書士法定研修考査」を実施（特定行政書士委員会）

—行政手続きの専門家としてさらなる研鑽を—

去る令和7年10月19日、令和7年度特定行政書士法定研修の締めくくりとなる「考査」が、全国の各会場にて一斉に実施され、長崎県では「長崎県勤労福祉会館」で行われました。

本年度は2名の会員が、行政不服申立てに係る代理権を取得すべく、長時間の講義受講を経てこの考査に臨みました。

■特定行政書士制度の重要性

特定行政書士制度は、行政庁の処分に対して不服がある国民や企業に寄り添い、簡易迅速な救済を図るための重要な制度です。近年の行政手続きの複雑化に伴い、紛争解決の専門家としての行政書士への期待は、社会的にますます高まっています。本研修では、行政法や民事訴訟法、要件事実論といった高度な法知識だけでなく、実務家としての倫理観や書類作成能力も厳格に問われます。

■行政書士法の改正（令和8年1月1日施行）による特定行政書士の今後の展望

特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成する範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大することとされました。

これにより、これまでは許認可等の申請を申請者本人が行った場合において、当該申請に係る処分に不服があるときは、他の法律において不服申立ての手續を代理できる者が定められている場合を除き、申請者本人又は弁護士に依頼して不服申立てを行うものでしたが、本改正により、これらの者に加え、「**特定行政書士**」に依頼して不服申立てを行うことが可能となります。

合格された会員が、特定行政書士として職域を広げ、市民の権利擁護に貢献されることを切に願っております。当委員会としましても、今後も会員の資質向上と制度の普及に向け、継続的な支援を行ってまいります。

国際業務等受託委員会

—長崎県に住む外国人との架け橋に—

令和7年は次の3つの業務を受託しました。

- 令和7年度外国人技能実習制度適正化指導事業における監理団体への巡回同行
- 長崎県外国人相談窓口（毎月1回、第4土曜日）の相談対応
- 第27回長崎国際協力・交流フェスティバルへの出展

このうち、第27回長崎国際協力・交流フェスティバルは、令和7年12月14日に長崎県庁エントランスホールで開催されました。長崎県に住む外国人と県民が一緒になって楽しみ、多文化共生への理解を深め、地域を盛り上げることを目的としています。

私たち長崎県行政書士会は、会場の入口近くに無料相談ブースを設置し、バナーやポスターを掲示して行政書士の活動をPR。スタンプラリーのスポットにもなっていたため、多くの方が立ち寄ってくださり、パンフレット等を配付しながら、さまざまな国籍・年代の方々と交流しました。特に、今回初めて配付したマスコットキャラクターのシールは大好評で、子どもたちはもちろん、大人の方々にも笑顔で受け取っていただけました。

また、福岡出入国在留管理局と共同で、「ポッポちゃんとユキマサくんのクイズ大会」も実施。“長崎”や“国際”にまつわるクイズを出題し、正解者にはマスコットと写真撮影をしていただき盛り上がりました。同時に、入管との連携を改めて確認する貴重な機会にもなりました。



令和7年度 新入会員研修・業務研修会 実施報告

令和7年11月12日（水）、大村市中地区公民館にて「新入会員研修・業務研修会」を開催いたしました。新入会員の基礎固めから最新の法令改正対応まで、一日で網羅する非常に充実したカリキュラムとなりました。

◆研修プログラムと概要

本研修では、組織人としての基本と、実務に直結する3つの専門分野について講義が行われました。

●コンプライアンス研修会

- 講師：田中隆美 総務部長
- 行政書士として遵守すべき倫理と法令について、改めて周知を図りました。

●盛土規制法について

- 講師：長崎県土木部盛土対策室 中島賢二 課長補佐
- 令和5年5月の施行、および令和7年5月23日からの規制区域指定・運用開始を受け、急遽県へ講師を依頼しました。規制区域内での許可申請が必要となる「宅地造成・特定盛土等・土石の堆積」等の対象行為について学びました。

●農地転用について

- 講師：島原支部 原田久也 会員
- 地域実務の根幹である農地法関連の手続きについて、知見を共有しました。

●相続手続について

- 講師：大村東彼支部 宮本秀樹 会員
- 市民の皆様からの関心が高い相続業務について、具体的な手続きの要点を確認しました



◆新入会員研修・業務研修会

令和7年11月12日 13:30～16:45

大村市中地区公民館 2F 第3会議室

- ①コンプライアンス研修会（田中隆美 総務部長）
- ②盛土規制法について（長崎県土木部盛土対策室 中島賢二 課長補佐）
- ③農地転用について（島原支部 原田久也 会員）
- ④相続手続について（大村東彼支部 宮本秀樹 会員）

本研修は1日で行うには盛りだくさんの内容となりました。

特に、令和5年5月より盛土規制法が施行され、令和7年5月23日より規制区域の指定及び許可等の運用が始まりました。宅地造成・特定盛土等・土石の堆積が規制の対象行為となり、規制区域内では許可申請が必要となりました。

急遽、長崎県土木部盛土対策室に講師依頼を行い、会員への周知に努めました。

令和7年度 国際業務研修会 実施報告

令和8年1月28日（水）、ベネックス長崎ブリックホールにて「国際業務研修会」を開催いたしました。今回は、出入国在留管理局の審査官および長崎県庁の担当官を講師にお招きし、最新の法制度と地域課題の両面から学びを深めました。

【第1部】外国人の出入国および在留管理について

講師：福岡出入国在留管理局 長崎出張所 統括審査官 辻田昇 氏、上席入国審査官 榎井洋岳 氏

第1部では、外国人の出入国に係る全般的な基礎知識から、実務上の留意点までを網羅的に解説いただきました。特に、令和9年4月から開始される「育成就労制度」の概要については、制度移行を控えた会員から高い関心が寄せられました。

【第2部】長崎県の外国人材の受入れの取り組みについて

講師：長崎県産業労働部未来人材課 企画監 高見誠 氏

第2部では、長崎県が直面している人口減少と人材確保の現状について報告がありました。

- 喫緊の課題：県内卒業生が県外へ流出する傾向にあり、深刻な人材不足を補うための対応策として、外国人材の受入れが不可欠な状況となっています。
- 選ばれる職場づくり：今後の事業所には、賃金面だけでなく、職場環境の整備や生活面でのきめ細やかなサポートなど、「外国人材に選ばれ、定着してもらうための努力」が求められます。

◆国際業務研修会

日時：令和8年1月28日（水）午後13時25分～16時30分

場所：ベネックス長崎ブリックホール3階 第1・2会議室

講演：（第1部）演題「外国人の出入国および在留管理について」

講師 福岡出入国在留管理局 長崎出張所 辻田昇 統括審査官

榎井洋岳 上席入国審査官

（第2部）演題「長崎県の外国人材の受入れの取り組みについて」

講師 長崎県産業労働部未来人材課 高見誠 企画監

本研修を通じ、外国人出入国に係る全般的事項の基礎や令和9年4月より開始される育成就労制度の概要を学ぶことができました。

また、長崎県の外国人材の受入れの取り組みでは、今後長崎県では人口減少が予測されており、人口減少と人材確保が喫緊の課題となっているとのことです。

特に県内卒業生の人材が県外に流れることが予想されており、外国人材の受入れが人材確保の対応策の一つとして挙げられています。事業所においては外国人材に選ばれ定着してもらうために賃金だけでなく、職場内環境の整備や外国人材の生活面でのサポートなど様々な取り組みが必要になるであろうことが知れました。



第8弾 「李泳勲行政書士」編

～リーガルナビ行政書士法人本店を訪問させていただきました！～



リーガルナビ行政書士法人本店
行政書士 李泳勲
所在地 長崎市桜町3-15
BUNGOビル3階
登録年月日 平成26年3月15日

企画広報部

行政書士になられた経緯に関して教えてください。

李会員

大学が法学部で弁護士を目指しましたが、法科大学の制度が始まってしまい、法科大学への進学は経済的に難しいと思い、法律系の資格が他にないかと考え思いついたのが行政書士でした。

ちょうど長崎へ来る機会とも重なり、行政書士の仕事は広げ方が面白いと思い、自分のやってみたいことだと確信し、行政書士となりました。

企画広報部

その後の顧客展開方法は？

李会員

とにかく人に会うことを考えました。

行政書士で生活できるようになったのが3年目くらいでしたが、商工会議所等の集まりに参加し、名刺を配りまわりました。

加えてHPを作る仕事もしていたので、当時は無い事務所も多かったHPでの認知度向上にもつなげました。(1か月で20日飲み会等の月もありました(笑))

その他、書士会の先輩とも仲良くなり、助けてもらった部分もあります。

企画広報部

現在の業務の構成について教えていただけますか？

李会員

正直なところ何でも屋で、企業法務(許認可・設立)が4割くらい、国際業務が4割くらい、その他規約を作成したり等が1割5分くらい。

最近増えつつあるのが不動産絡みの旅館業や民泊、福祉施設の建築基準法を満たしているか……等、それに海事代理士業務等、様々な業務を行っています。

(長崎に来る前、東京で宅建士としての実務経験があります。)

企画広報部

これまでのご苦労話をお聞かせいただけますか？

李会員

苦労ばかりしていると思いますが、やはり最初の3年くらいは生活がきつかったこと、それから出張が多いことでプライベートとの環境を整えるのが難しかった気がします。

また、コロナ禍でのメンタル管理等も苦労しましたが、まあ波はあるものの、何とか現在は安定した経営をできています。

企画広報部

最後にクライアントへの向き合い方について工夫された点等あれば教えてください。

李 会 員

一線を越えないこと、距離感を保つことを気にかけています。

但し、自分が手を貸さないと困ったことになってしまうお客様等には損得無しで受けたりすることもあります。

もちろんお金というものは大切ですが、お金だけではない部分もあるように考えています。

新しい会員さんも、行政書士法改正等もあり、仕事やし易くなったところがあるので、気軽になんでも相談して欲しいです。

同業者はライバルではなく、仲間だと思っているので、一緒に明るい長崎へ向かって走ることができれば！と考えています。



第9弾 「宮本秀樹行政書士」編

～行政書士事務所相続しあわせ相談室を訪問させていただきました！～



行政書士事務所相続しあわせ相談室

行政書士 宮本秀樹

所在地 大村市宮小路1丁目

404番地3-A号室

登録年月日 平成28年5月1日

企画広報部

行政書士になられた経緯に関して教えてください。

宮本会員

前職は自衛官をしており大村に來ました。自衛官の退職につき不安を感じ、何らかの資格が必要と感じ、法律の資格に魅力を感じ勉強を始めました。

延べ4年くらい勉強をしましたが、自衛官の職の都合上、試験日の予定が合わなかったりし、2回目の試験で合格しました。

その後2年間考えた上で資格を活かすことを始めてみたい気持ちが強くなり、42歳で自衛隊を退職し開業に至りました。(妻からは叱られました(笑))

自衛隊は大組織ということもあり、自分の行ったことに対しての手応えを感じることができないので、行政書士として直接的にお客様から感謝されたりという反応を直に感じるできるようになったことに喜びを感じています。

企画広報部

開業後の顧客への展開方法について教えてくださいませんか？

宮本会員

事務所名も「相続しあわせ相談室」としており、相続をメインとすることを決めていたので、無料相談会を積極的に行い、折り込みチラシを入れたり、郵便局にチラシを置いたりしました。その他はPTAや町内会の役員等、地域の役を引き受けることで、人脈を広げることにより、許認可の方面にもつながるご依頼をいただくようになりました。

企画広報部

現在の業務の構成について教えてくださいませんか？

宮本会員

来るもの拒まずで許認可も行っておりますが、年間通して行っているのは遺言作成→成年後見(任意後見)→相続(遺言執行・死後事務)という流れでの業務を多く行っています。

具体的にはおひとり暮らしで身近に親族がいらっしゃらないケースや、お子様がいらっしゃらないご夫婦等からそういったご依頼をよくお受けしています。

企画広報部

これまでのご苦労話について教えてください。

宮本会員

今メインで行っている、成年後見等は、ある程度ご本人様の日常生活の対応やお亡くなりになったときの対応等、その方の人生を背負うという中で、ご本人の体調が悪くなって行く場合等、重い責任を感じながらの仕事になりますので、責任の重

さ等を痛感し、少々負担に感じることがあります。

その他では相続人の方の数が多い仕事等は、大変に思うことがあります。

しかしながら補助者の方が居ることにより、チームで相談したりしながら業務を行えていることに、ずいぶんと救われています。

経営的には、やりがいもありますが、事業を継続していく苦労は、現在でも毎月毎月痛感しております（笑）

企画広報部

最後に、クライアントへの向き合い方について工夫された点等あれば教えてください。

宮本会員

ご依頼人様の身になって考えることはもちろん、気持ち的にこちら側はたくさんの中の一業務であっても、お客様にとっては重大なことを引き受けているので、1件1件のご依頼を丁寧に真摯に向き合うことを心掛けています。

それから、同時に案件が重なっている時等は、それぞれの進行状況のタイミングでの対応を逃さないよう、補助者の方に進捗の管理を分担することにより、その方へのベストなタイミングでの対応に漏れが無いように工夫しています。（現在3名の補助者、内2名は7年を超える補助者おり、また1名は行政書士試験の勉強傍らスポット的に手伝いに来てもらっています。）



❀ 新入会員の方々へアンケートを行いました！

1. どのような理由で行政書士になろうと思われましたか？

【A会員】 私は公務員生活（国税局、税務署勤務）を定年まであと5年というところで早めに切り上げ、昨年8月に辞職の上、11月に開業しました。

国税の仕事といえば、法人税や所得税、消費税の申告処理や税務調査をイメージされると思いますが、私は約40年のキャリアの内、35年間は酒税関係の仕事に従事しておりました。酒税関係事務は、酒税の賦課・調査はもとより酒類業界に対する「産業行政」も担っていますが、酒税担当を長くさせていただく中で、当然、酒類業界の皆様には大変お世話になってきました。

以前から、「税務署を辞めたら、酒類業界や酒税担当の後輩たちのためになる仕事ができれば」と漠然と思っておりましたが、退職後も酒類業界に関わっていくに当り、行政書士の肩書が役に立つ場面もあるのではないかという考えに至り登録申請しました。

【B会員】 相続の仕事に興味があったため、行政書士になりました。

【C会員】 年齢に関係無く出来る仕事かと考え、行政書士になりました。

【D会員】 働きながら法的な知識を身に付けたいと思い志しました。

【E会員】 法学部出身であり、取得すると自営もできる、法務部に就職の可能性ができる、他の士業に比べ幅広い業務ができる、社会に貢献ができると思い、行政書士になりました。

【F会員】 前職（県職員）で培った業務経験が生かせ、社会との関わりができると思い、行政書士に入会しました。

2. 行政書士業務のうち、どのような業務を中心に行っていきたいとお考えでしょうか？

【A会員】 上記（国税局、税務署勤務）のとおり、酒類業界や酒税担当の後輩たちの役に立ちたいとの思いで登録しましたので、あまり需要はないとは思いますが、酒類免許についての相談や「税務署審査担当者の痒い所に手が届く免許申請書」の作成を行っていきたいと考えております。

なお、行政書士業務ではありませんが、酒類小売販売場の酒類販売管理者が受講しなければならない「酒類販売管理研修」の研修講師を、今年3月から引き受けることになっております。

【B会員】 相続関連の業務です。

【C会員】 出入国在留管理、成年後見、及び自動車登録関連をまずは考えています。

【D会員】 許認可関係、国際業務を中心としたいと考えています。

【E会員】 終活業務です。（将来的には事業承継も含む）、後は事業承継引継補助金などの補助金申請業務です。

【F会員】 建設業許可申請や農地転用など、許認可業務を中心に行いたいと考えています。

3. 開業後、現在の集客等の経営状況はいかがでしょう？

- 【A会員】今のところ酒類免許の相談や申請書作成の依頼はありませんが、某酒類業団体のとある相談と届出書作成依頼は受けました。数千円の仕事です。
- 【B会員】回答なし。
- 【C会員】出入国在留管理については申請取次行政書士資格が、成年後見はコスモス入会が必要で側対応が不可能な為、集客はできていません。そのような状況なので、自動車登録関連をやろうと考え始めましたが、集客については思案中です。
- 【D会員】あまり集客はできていません。
- 【E会員】まだ集客活動を行っていません。
- 【F会員】昨年12月に入会したばかりで、まだ仕事の依頼はありません。

4. 経営に関する悩みや、希望等を教えてください。

- 【A会員】願望としては月1件程度の免許申請等の依頼があつて、ほどよく、あまり忙しくなく日々を過ごせたらいいなと思っていますので、どの程度の熱量で広告宣伝を行えばいいのか悩んでいます。
- 【B会員】本業と両立すること。
- 【C会員】業務内容によって異なると思いますが、参考として具体的な集客方法を業務内容毎に箇条書き的な形で教えて頂けると助かります。
- 【D会員】特にございませぬ。
- 【E会員】経理処理や事務処理を一人でこなす必要があり法律に則って確認をしながら行うのが少し面倒です。
- 【F会員】広報やあいさつ回りで集客を図りたい。

5. 県行政書士会に対し、行って欲しいこと等のご希望を教えてください。

- 【A会員】上記4に記載の事と関連で、これは税務署で仕事をしていた時から思っていたことです。

(1) 税務署の窓口には税務相談等のために結構な頻度で来客があります。国税当局では税務相談については極力窓口対応の事務量を減らすために国税庁ホームページの充実や税理士会との連携など、様々な施策に取り組んでおられます。

酒税担当の窓口にも免許相談の来客があり、私がお金の対応をしている中で度々思っていたのは、「この内容（程度）の申請等であれば、申請書の作成指導や実際の作成業務はお金を出して専門家（行政書士）に頼みませんか。」と口に出して言いたかったのです。しかし、実際にはそのようなことは言えませんので、丁寧に対応し一通りの相談や作成指導が終わってから「最近では行政書士の先生に依頼される方も多いですよ。お金はかかりますけどね。」ということをやったり言わなかったり、でした。

そこで県会にお願いしたいのは、そういう行政（税務署や保健所等々）の窓口で、行政書士事務所の一覧表チラシ（掲載を希望する事務所の連絡先や得意分野を記載したもの。）を備え置いてもらえるよう、各行政機関に働き

かけていただけないでしょうか。

そういったチラシがあれば、行政窓口の担当者もそれを渡しながら「専門家に依頼するのもいいかもしれませんよ。」くらいの宣伝はやってくれると思います。

- (2) 酒類販売業免許の申請書作成について、ほとんどのコンビニチェーンでは店舗オーナーではなくチェーン本部の社員が申請書を作成し、提出、補正等の連絡窓口になっていました。審査担当者としては割ときれいな申請書が提出されるので助かることも多いのですが、行政書士法に抵触するのではないかと少々疑問に感じておりました。タバコの販売許可や保健所の許可についても同様ではないかと思っています。

「チェーン本部が無償で行っている」という理屈で問題なしとされているのかもしれませんが、そうであっても、そこには行政書士の商機があるように思います。コンビニチェーン本部に対する何らかの働きかけも一考に値するかもしれません。(県会として動くのではなく、連合会で動いてもらえるよう働きかける。)

- 【B会員】 他支部との交流です。
【C会員】 行政書士会として集客に繋がる様なイベントを開催して頂ければと思います。
【D会員】 昨年参加させていただいた研修は大変勉強になりました。これからも開催していただければ幸いです。
【E会員】 設立補助金等のセミナーの開催
【F会員】 業務毎の実務研修や先輩方の講和（体験談など）を行っていただきたい。

6. その他ご意見等ございましたらご自由にお書きください。

- 【A会員】 先日、県会理事会の議事録作成業務についてのメールをいただきました。手を上げようかとも思いましたが、「書記は苦手だし、新参者で経験もないし……。」と躊躇してしまいました。
会の仕事もできることは積極的にやっていこうとは思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。
- 【B会員】 回答なし
- 【C会員】 日本行政書士会連合会として、他の士業、例えば日本司法書士会連合会のやり方等他の良いところを日本行政書士会連合会でも取り入れて頂ければと思います。例えば、コスモス成年後見サポートセンターの年会費は定額2万4千円（平均受任件数2.4件/人）固定ですが、日本司法書士会連合会の同様の成年後見組織は受任金額に対して数%となっております。要は、司法書士は受任0件であれば会費を支払う必要は無く、受任金額（件数）が多い司法書士は会費を多く支払うと言う形です。その方が中央の行政書士との格差による差別が無くなると考えます。
- 【D会員】 得にございません。
- 【E会員】 回答なし。
- 【F会員】 今後、知識の習得やスキルアップを図り、一人前の行政書士になりたいと思います。



令和7年度 行政書士試験結果

令和7年度の行政書士試験が令和7年11月9日（日）全国の各会場で実施されました。

長崎会場においては受験生の便宜を考慮した結果、本年も「長崎県勤労福祉会館」及び「長崎県立諫早技能会館」の2会場において実施いたしました。

当日は秋晴れの中、受験生にとって過ごしやすく試験に集中しやすい天気となりました。

各会場責任者が中心となり、スタッフ一丸で本年も大きな混乱なく無事終了しました。

試験運営スタッフにご興味がある先生方はぜひ次回申し込まれてみてはいかがでしょうか。

全国受験申込者数	63,845 名
受験者数	50,163 名（受験率 78.57%）
合格者数	7,292 名（合格率 14.54%）

長崎県受験申込者数	355 名
受験者数	295 名（受験率 83.09%）
合格者数	44 名（合格率 14.92%）

合格者：最年長 77 歳（1 名） 最年少 13 歳（1 名）

（一財）行政書士試験研究センター HP より



長崎会場



諫早会場

九州地方協議会会長会報告：広域連携で高める行政書士の価値

令和7年度、九州各県の会長が一堂に会する「九州地方協議会会長会」が計4回開催されました。本会（長崎会）からも積極的に提言を行い、他県会との情報共有を通じて、行政手続きのデジタル化や災害支援、組織運営の透明化など、多角的な課題について議論を深めてまいりました。

【令和6年度 第4回】熊本開催（令和7年4月）

熊本会議では、長崎会から「行政手続きのデジタル化対応」について、長崎運輸支局からのヒアリング状況を報告しました。また、単位会間の情報共有を強化し、会員の利便性を向上させる体制づくりを提案いたしました。

【令和7年度 第1回】佐賀開催（令和7年7月）

佐賀市での開催では、次年度の事業計画や予算の審議に加え、各会の実務課題を共有しました。長崎会からは、適正な登録実務を確保するための「入会前事務所調査」のあり方について提起し、他県会と活発な意見交換を行いました。

【令和7年度 第2回】大分開催（令和7年11月）

日本行政書士会連合会（日行連）との連絡会も併せて開催され、日行連会長と直接対話する貴重な機会となりました。長崎会は「九州各県の会長選挙に係るアンケート結果」を報告しました。組織運営の透明性向上に向けた調査として、大きな注目を集めました。

【令和7年度 第3回】熊本開催（令和8年2月）

熊本県で実施。災害支援や士業連携が主なテーマとなりました。長崎会からは「行政書士法改正19条（業務の制限）関係」について提起し、法改正に伴う実務への影響や解釈について、九州全域での活発な意見交換を行いました。

【開催実績一覧】

回次	開催時期	開催場所	長崎会からの主な報告・提案
令和6年度4回	R7. 4. 5～6	熊本市	デジタル化対応、単位会間連携の強化
7年度1回	R7. 7. 26～27	佐賀市	入会前事務所調査のあり方について
7年度2回	R7. 11. 15～16	大分市	各県会長選挙に係るアンケート結果報告
7年度3回	R8. 2. 7～8	熊本市	行政書士法改正19条関係について

今後も九地協での広域的なネットワークを活かし、会員の皆様の実務支援と、行政書士制度の発展に寄与してまいります。



令和8年度定時総会における議題予定について

1 会費値上げ

日本行政書士会連合会に納付すべき会費が令和9年4月から月1,000円を1,500円に値上げされることや本会の運営基盤確立のため、次回の総会で審議いただくことが理事会で決定しております。

(1) 値上げ予定額案

- ①個人会員 1,000円（実質500円） ②法人会員 1,000円（実質500円）
- ③個人入会金 5万円 ④法人入会金 10万円

(2) 実施時期案 令和9年4月1日

(3) 値上げを必要とする根拠

- ①日行連会費の500円値上げ ②昭和62年から40年間値上げなしで全国最低
- ③デジタル化対応への経費増 ④研修、広報、啓発等の経費増 ⑤消費者物価の増
- ⑥職員の処遇改善

(4) 現在の行政書士会における会費の実態

区分	個人会費(円)	個人入会金(円)	法人会費(円)	法人入会金(円)
長崎県会	4,000	200,000	2,000	100,000
九州県会平均	5,159	203,404	5,427	191,809
全国平均	5,572	203,404	5,427	191,809
*全国最低	4,000	120,000	2,000	100,000（ご参考）

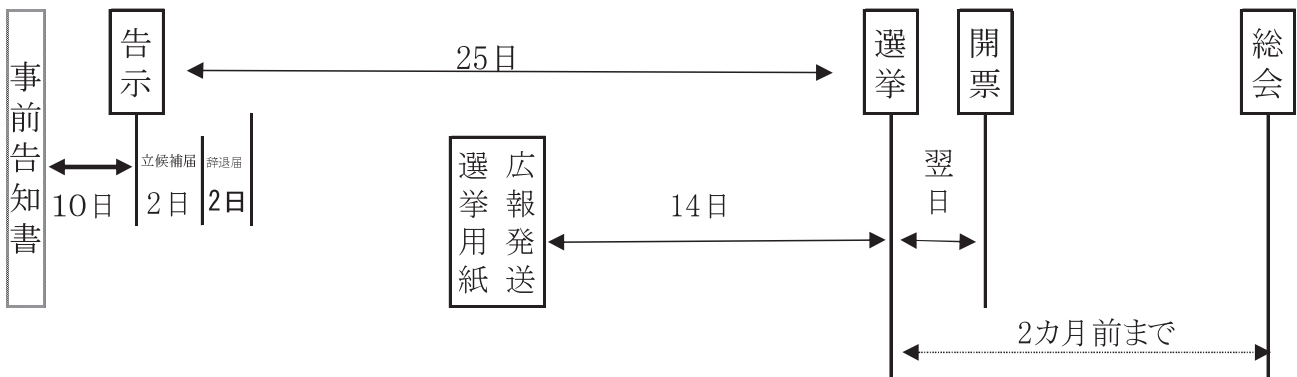
2 会長選挙における郵便投票制度導入

現行の会長選任は、総会において選任するとなっておりますが、前総会時に離島や遠隔地等の会員は参加が難しく無視されているとの指摘があり、公正さを担保するため郵便制度導入を理事会に諮り、次回の総会で審議することになりました。

規則案については九州管内で実施している福岡・熊本・鹿児島を参考に検討しており、1月開催の理事会で次のフローチャートを骨子案とする承認をいただきました。

骨子案では、総会の約2カ月前までに選挙を実施し、3月中に会長を決定することを想定しており、これに基づき規則改正案を策定し次期総会に諮ることとしております。

●長崎県会の郵便投票フローチャート



編集後記

川添新会長体制のもと、宮本会員・李会員をはじめ、多くの会員の皆さまのご協力を賜り、このたび広報誌「コスモス」を発行することができました。心より御礼申し上げます。

本年は「名目を問わず報酬を得て」書類作成等を行うことは行政書士業務であるという明確化、また、デジタル化社会の推進に向けた行政書士の努力義務の明文化など、行政書士法の重要な改正が行われた年でもあり、これにより、現代社会において行政書士に求められる役割と責任が、より一層拡大したものと感じております。

2月には急遽、衆議院総選挙が行われ与党が大勝するなど、社会情勢も目まぐるしく変化しています。

そのような中であっても、「日日是好日」——どんな一日もかけがえのない一日という思いを大切に、日々を丁寧に重ねていきたいものです。

企画広報部 榎屋可恵

(表紙のイラストは平戸市田平町にある通称「海寺」跡にある県の天然記念物である木蓮の花を題材に生成 AI により描いたイラストです。)



第 191 号
2026年3月31日発行

発行人 川添 亨
発行所 長崎県行政書士会
〒850-0022
長崎県長崎市馬町48-1
長崎県市町村会館馬町別館5階
電話：095-826-5452
FAX：095-828-2182
製作・印刷 有限会社 正文社印刷所

経営状況分析の中身が分かる!

ご申請特典 **無料**



CIIC経営状況分析

Y点解説レポート 始めました!

当財団に経営状況分析をご申請いただいた皆様に、
貴社の経営状況の評点 (Y) を分析指標毎に解析し、増減や順位を
チャートで分かりやすくまとめたレポート (Yレポート) を提供しております。
Y点アップや経営目標の参考資料として、是非ご活用ください。

Yレポートの入手方法

CIIC電子申請 (マイページ) をご利用中の方は、**マイページから取得**できます。
マイページIDをお持ちでない方は、当財団所定の申込書にてお申込みください。
※代理人様が受け取る場合は、経営状況分析申請時に結果通知書の受領も委任されている必要があります。

Yレポートのおすすめポイント 詳細はホームページをご覧ください。

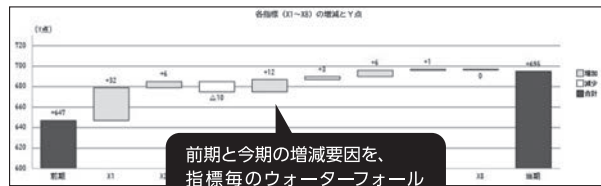
- ① Y点の増減要因が、X1~X8の指標毎によくわかる!
- ② 指標毎に、得点率や推移、Y(換算)点の増減がよくわかる!
- ③ 指標毎に貴社の順位と都道府県の平均値との差がよくわかる!

当財団に経営状況分析を
ご申請いただいた方は、
無料でご利用になれます。



分析指標	得点率 (%)	Y換算点	増減	順位
(X1) 純営業利益比率	5.1	100	+100	647
(X2) 営業利益総額	18.0	44	-44	695
(X3) 総資本売上総利益率	65.4	118	+118	108
(X4) 売上高経費率	34.3	20	-20	20
(X5) 自己資本対固定資産比率	9.1	12	+12	37
(X6) 自己資本比率	43.3	43	+43	43
(X7) 営業キャッシュフロー	3.4	4	+4	3
(X8) 経常利益率	1.0	1	+1	1

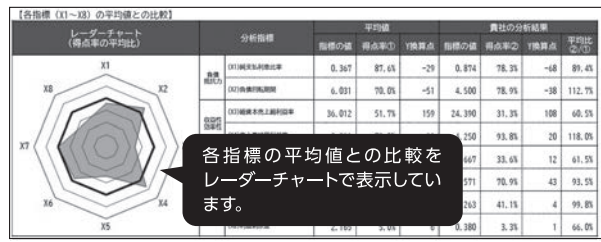
X1~X8の指標毎に得点率と
最大過去5期分の推移を表示。
指数のままではわかりづらい
Y点に換算した点数も一目で
わかります。



前期と今期の増減要因を、
指標毎のウォーターフォール
チャートで表示しています。

都道府県	順位	Y点
北海道	1	100
青森県	2	95
岩手県	3	90
宮城県	4	85
秋田県	5	80
山形県	6	75
福島県	7	70
茨城県	8	65
栃木県	9	60
群馬県	10	55
埼玉県	11	50
千葉県	12	45
東京都	13	40
神奈川県	14	35
新潟県	15	30
富山県	16	25
石川県	17	20
福井県	18	15
山梨県	19	10
長野県	20	5
岐阜県	21	0
静岡県	22	-5
愛知県	23	-10
岐阜県	24	-15
滋賀県	25	-20
京都府	26	-25
大阪府	27	-30
兵庫県	28	-35
奈良県	29	-40
和歌山県	30	-45
徳島県	31	-50
香川県	32	-55
愛媛県	33	-60
高知県	34	-65
福岡県	35	-70
佐賀県	36	-75
長門県	37	-80
熊本県	38	-85
大分県	39	-90
鹿児島県	40	-95
沖縄県	41	-100

都道府県内のY点の分布と
貴社の順位をヒストグラムで
表示。2枚目には指標毎のヒスト
グラムも掲載しています。



各指標の平均値との比較を
レーダーチャートで表示して
います。

これらのチャートの他、3期分の財務諸表 (比較財務諸表) を掲載。増減要因を勘定科目レベルで分析できます。

さらに!マイページでは、**市区町村別、業種別、売上規模別**での比較や、**来期のシミュレーション**を行うことができます!
マイページIDをお持ちでない方は、この機会に是非マイページのご利用をご検討ください。
マイページIDの申込方法等、詳細はホームページの「CIIC電子申請 (マイページ)のご案内」をご覧ください。

経営状況分析は“信頼と実績”の **登録経営状況分析機関 登録番号 1**

詳しい情報は <http://www.ciic.or.jp/>

または **CIIC Y点解説レポート**

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 福岡建設会館6階
【お問い合わせ】 TEL 092-483-2841 FAX 092-483-2846

当財団は、情報セキュリティ
マネジメントシステム (ISMS)
に関するISO規格 (27001) の
認証を取得しています。



行政書士事務所の経営安定をバックアップする

WEB申込
おすすめ!

日本行政書士会連合会

行政書士 賠償責任補償制度

「行政書士は、依頼者を保護するために、職務上の責任について賠償責任保険に加入するように努める。」

*日本行政書士会連合会 行政書士職務基本規則 第3章第48条(賠償責任保険)より

お申込方法

申込みは

インターネットで **簡単6ステップ**

お申込み期間
インターネット申込締切：毎月末日
※2026年8月1日加入は、2026年7月17日締切となります。
郵便払込票申込締切：毎月20日(祝休日の場合は前営業日)
どちらのお申込みも、翌月1日補償開始です。

お手続きの流れ

※お客様画面の一連の流れの概要は以下の通りです。(主な画面をピックアップしております。)
※保険内容の詳細については、実際の画面にてご確認ください。



全行団サイトURL ▶ <https://reg.zengyodan.co.jp>

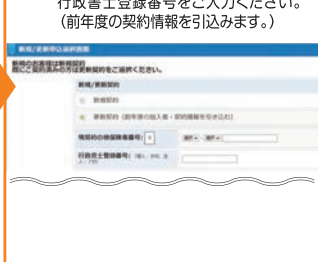
STEP ①

お申込みサイトへアクセス
全行団サイトorQRコードからアクセスしてください。



STEP ②

新規/更新の選択
新規:新規契約をご選択ください。
更新:更新契約を選択後、被保険者番号および行政書士登録番号をご入力ください。(前年度の契約情報を引込みます。)



STEP ③

プラン選択・お客様情報の入力
ご希望のプランを選択いただき、お客様情報をご入力ください。



STEP ④

メールアドレス認証
ご登録メールアドレスに届いた4桁のパスワードをご入力ください。



STEP ⑤

お申込み内容の確認
お申込み内容をご確認のうえ、お申込みを完了してください。なお、お申込み完了後の変更はできません。



STEP ⑥

保険料の振込
ご登録メールアドレスに決済方法をご案内いたします。内容をご確認いただき、支払期日までに保険料をお振込みください。



申込完了時に
加入者証を
メールで送付!

※出張封印取付作業代行業務に従事される方は、別途お手続きがごさいます。詳細は、パンフレット表紙又は別紙(出張封印取付作業代行業務に従事される方へ)をご確認ください。

〈取扱代理店〉
株式会社 全行団
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番28号
虎ノ門タワースオフィス10階
TEL.03(6450)1622 FAX.03(6450)1623
E-mail:shop@zengyodan.co.jp
URL:https://www.zengyodan.co.jp

〈引受保険会社〉
[幹事会社]
東京海上日動火災保険株式会社
担当課:広域法人部法人第二課
〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4
TEL.03(3515)4153 FAX.03(3515)4154
[非幹事会社]
損害保険ジャパン株式会社

2025年7月作成 25T-000488